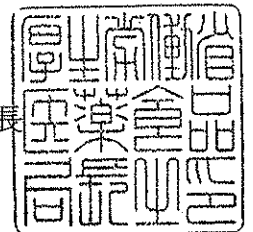




薬食発第0408002号  
平成21年4月8日

各 都道府県知事 殿  
保健所設置市市長  
特別区区长

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成21年政令第120号）（平成21年4月8日付官報第5047号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第102号）（平成21年4月8日付官報第5047号）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- (1) 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
- (2) 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
- (3) アバメクチン及びこれを含有する製剤（アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。）
- (4) 2, 2-ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤
- (5) S-メチル-N-〔メチルカルバモイル〕-オキシ〕-チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤（S-メチル-N-〔メチルカルバモイル〕-オキシ〕-チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。）

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 亜硝酸3級ブチル及びこれを含有する製剤
- (2) アバメクチン1.8%以下を含有する製剤



- (3) 2, 4, 6, 8-テトラメチルー1, 3, 5, 7-テトラオキシカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤 (2, 4, 6, 8-テトラメチルー1, 3, 5, 7-テトラオキシカン10%以下を含有するものを除く。)
- (4) 1-(4-メトキシフェニル) ピペラジン及びこれを含有する製剤
- (5) 1-(4-メトキシフェニル) ピペラジン-塩酸塩及びこれを含有する製剤
- (6) 1-(4-メトキシフェニル) ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

### 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 2-イソプロピルー4-メチルピリミジルー6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン) 5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有する製剤
- (2) シクロポリ (3~4) [ジフェノキシ、フェノキシ (4-シアノフェノキシ) 及び [ビス (4-シアノフェノキシ) ] ホスファゼン] の混合物及びこれを含有する製剤
- (3) 3, 4-ジクロロー2'-シアノー1, 2-チアゾルー5-カルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤
- (4) 4'-メチルー2-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (5) 2-[2-(4-メチルフェニルスルホニルオキシイミノ) チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

### 4 施行期日

平成21年4月20日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

### 5 経過措置等

毒物に指定された第1の1(5)に掲げる物については、平成21年4月20日(施行日)現在において存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(第22条第5項において準用する場合も含む。)の規定による「医薬用外劇物」の表示がなされている物については、平成21年7月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用されないこととしたこと。

平成21年4月20日(施行日)前にした第1の1(5)に掲げる物に係る違反については、改正前の罰則が適用されることとされたこと。

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成21年4月20日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成21年7月31日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成21年7月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第2

2条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるため、関係業者を適正に指導すること。

## 第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に指定したこと。

- (1) アバメクチン及びこれを含有する製剤（アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。）
- (2) S-メチル-N-〔（メチルカルバモイル）-オキシ〕-チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤（S-メチル-N-〔（メチルカルバモイル）-オキシ〕-チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。）

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したこと。

- (1) アバメクチン1.8%以下を含有する製剤
- (2) 2, 4, 6, 8-テトラメチル-1, 3, 5, 7-テトラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤（2, 4, 6, 8-テトラメチル-1, 3, 5, 7-テトラオキソカン10%以下を含有するものを除く。）
- (3) S-メチル-N-〔（メチルカルバモイル）-オキシ〕-チオアセトイミデート（別名メトミル）45%以下を含有する製剤

3 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除したこと。

- (1) 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）5%（マイクロカプセル製剤にあつては、25%）以下を含有する製剤
- (2) 3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド（別名イソチアニル）及びこれを含有する製剤

## 4 施行期日

平成21年4月20日から施行することとしたこと。ただし、第2の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

### 第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の五 一の九 （略）</p> <p>二 十六 （略）</p> <p>十六の二 二・ニージメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤</p> <p>十六の三 （略）</p> <p>十七 一 十六の七 （略）</p> <p>二十六の八 S—メチル—N—「（メチルカルバモイル）—オキシ」—チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、S—メチル—N—「（メチルカルバモイル）—オキシ」—チオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。</p> <p>二十六の九 一 十六の十一 （略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 一の六 （略）</p> <p>二 十六 （略）</p> <p>十六の二 （略）</p> <p>十七 一 十六の七 （略）</p> <p>二十六の八 一 十六の十 （略）</p>

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜二 (略)

二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

二の三 (略)

四 (略)

四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

四の三〜四の五 (略)

五〜九の二 (略)

十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。

十の二〜三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)〜(79) (略)

(80) シクロポリ(三〜四)「ジフェノキシ、フェノキシ(四―シア

ノフェノキシ)及び「ビス(四―シアノフェノキシ)」ホスファゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜二 (略)

二の二 (略)

四 (略)

四の二〜四の四 (略)

五〜九の二 (略)

十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト三%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。

十の二〜三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)〜(79) (略)

(81) | (略)

(82) | 三・四―ジクロロ―二―シアノ―一・二―チアゾール―五―カ  
ルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤

(83) | (146) | (略)

(147) | 四―メチル―二―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤

(148) | (150) | (略)

(151) | 二―〔二―(四―メチルフエニルスルホニルオキシイミノ)チ  
オフエン―三 (二H)―イリデン〕―二―(二―メチルフエニル

〕アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(152) | (156) | (略)

三十三―七十一の五 (略)

七十一の六 二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テト

ラオキソカン (別名メタアルデヒド) 及びこれを含有する製剤。た

だし、二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テトラオ

キソカン―〇%以下を含有するものを除く。

七十二―百の八 (略)

百の九 S―メチル―N―〔(メチルカルバモイル)―オキシ〕―チ

オアセトイミデート (別名メトミル) 四五%以下を含有する製剤

百の十 (略)

百の十一 一―(四―メトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有

する製剤

(80) | (略)

(81) | (144) | (略)

(145) | (147) | (略)

(148) | (152) | (略)

三十三―七十一の五 (略)

七十二―百の八 (略)

百の九 S―メチル―N―〔(メチルカルバモイル)―オキシ〕―チ

オアセトイミデート (別名メトミル) 及びこれを含有する製剤

百の十 (略)

百の十二 一 (四)メトキシフェニル) ピペラジン一塩酸塩及びこ  
れを含有する製剤

百の十三 一 (四)メトキシフェニル) ピペラジン二塩酸塩及びこ  
れを含有する製剤

百の十四 百の十六 (略)

百一 百十五 (略)

2  
(略)

百の十一 百の十三 (略)

百一 百十五 (略)

2  
(略)



○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物</p> <p>一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン                      一・八%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の二の三（略）                      二の二十の三（略）                      二十の四 S—メチル—N—「（メチルカルバモイル）—オキシ」                      —チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製                      剤。ただし、S—メチル—N—「（メチルカルバモイル）—オキ                      シ」—チオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。                      二十一〜二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一（略）                      二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤</p> <p>二の二の四の二（略）                      五 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオ                      ホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。た                      だし、ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチル                      チオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五</p>	<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物</p> <p>一の二（略）                      二の二十の三（略）                      二十一〜二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一（略）                      二 削除</p> <p>二の二の四の二（略）                      五 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオ                      ホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。た                      だし、ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチル                      チオホスフェイト三%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五</p>

(%) 以下を含有するものを除く。

五の二〜十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (76) (略)

(77) 三・四―ジクロロ―ニ―シアノー―ニ―チアゾール―五―

カルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製

剤

(78) (143) (略)

十二〜四十三の五 (略)

四十三の六 二・四・六・八―テトラメチルー―三・五・七―テ

トラオキソカン (別名メタアルデヒド) 及びこれを含有する製剤

。ただし、二・四・六・八―テトラメチルー―三・五・七―テ

トラオキソカン 〇%以下を含有するものを除く。

四十四〜六十の七 (略)

六十の八 S―メチルーN― (メチルカルバモイル)―オキシ

―チオアセトイミデート (別名メトミル) 四五%以下を含有する

製剤

六十一〜六十七 (略)

(%) 以下を含有するものを除く。

五の二〜十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (76) (略)

(77) (142) (略)

十二〜四十三の五 (略)

剤

(77) (142) (略)

十二〜四十三の五 (略)

四十四〜六十の七 (略)

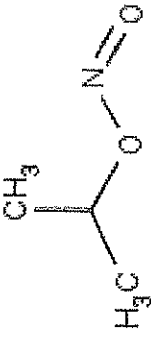
六十の八 S―メチルーN― (メチルカルバモイル)―オキシ

―チオアセトイミデート (別名メトミル) 及びこれを含有する製

剤

六十一〜六十七 (略)

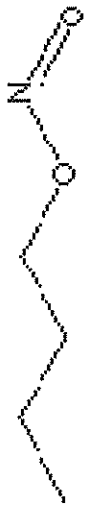
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
亜硝酸イソプロピル	 <p> <math>C_3H_7NO_2 / (CH_3)_3CHONO</math>            分子量 89.1            CAS No. 541-42-4         </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀: 淡黄色の油性液体 沸点: 40°C 融点: - 蒸気密度: - (空気=1) 比重: 0.84 (g/mL) (25°C, 水=1) 蒸気圧: - 溶解性: 水に不溶、エタノール、エーテルに可溶 引火性: - 安定性: - 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) - 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) - 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) フット 1.25 (蒸気) 皮膚刺激性 実験動物 - ヒト 軽度皮膚/呼吸器刺激 激性の可能性	合成色素

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

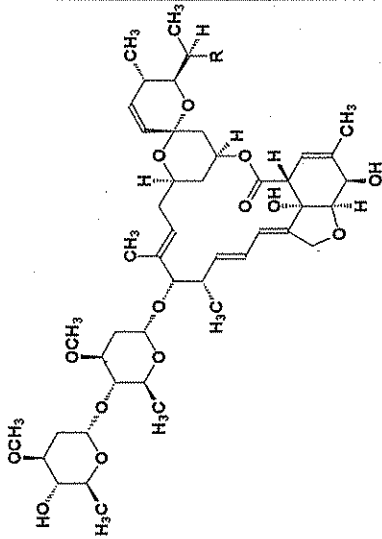
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
亜硝酸ブチル	 $C_4H_9NO_2/CH_3(CH_2)_3ONO$ 分子量 103.1 CAS No. 544-16-1	原体及びこれを含有する製剤	外観: 特徴的臭気のある黄色の油性液体 沸点: 78.2°C 融点: - 比重: 0.91 (g/mL) (4°C, 水=1) 蒸気密度: 3.6 (空気=1) 蒸気圧: 81.3 mmHg (= 10.8 kPa, 25°C 推定)	原体: 急性経口毒性 $LD_{50}$ (mg/kg) ラット 83 マウス 171 急性経皮毒性 $LD_{50}$ (mg/kg) - 急性吸入毒性 $LC_{50}$ (mg/L (4hr)) ラット 1.80 (ガス) マウス 1.21 (ガス)	試験研究用試薬
			溶解性: 水に難溶 (sparingly soluble, 推定 0.1 g/100mL (25°C))、エタノール、エーテルに可溶 引火性: 引火点 (10°C, Closed cup) 安定性: 空気と反応しやすく、水で分解 反応性: 同上	皮膚刺激性 実験動物 - ヒト 軽度皮膚刺激性/気管気管支刺激性の可能性	

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※  $LD_{50}$  (Lethal Dose 50) 又は  $LC_{50}$  (Lethal Concentration 50): 50% 致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

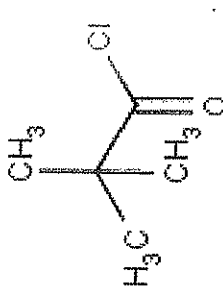
毒物、劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
アバメクチン	 <p>化学式                      アベルメクチン B1a : C<sub>48</sub>H<sub>72</sub>O<sub>14</sub>                      アベルメクチン B1b : C<sub>47</sub>H<sub>70</sub>O<sub>14</sub>                      分子量                      アベルメクチン B1a : 873.1                      アベルメクチン B1b : 859.1                      CAS No.                      アベルメクチン B1a と B1b の混合物 : 71751-41-2                      アベルメクチン B1a : 65195-55-3                      アベルメクチン B1b : 65195-56-4</p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀:類白色結晶粉末 (25℃) 沸点:融点で分解するため測定不能 融点:161.8℃~169.4℃ 密度:1.18±0.02 (g/cm <sup>3</sup> ) (22℃) 蒸気圧:<3.7×10 <sup>-6</sup> Pa (25℃) 水溶解度: 1.21±0.15 (mg/L) 安定性:室温~150℃まで安定 反応性:—	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀♂ 8.7 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀♂ (♂♀) >330 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ♀♂ (♀) >0.034 (ダスト) 皮膚感受性 (Maximization) モルモット — 皮膚感受性 (局所リンパ節) マウス — 1.8%製剤: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg): ♀♂ 891 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀♂ >5050 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ♀♂ >5.04 皮膚刺激性:ウサギ — 眼刺激性: ウサギ 軽度の刺激性 皮膚感受性:モルモット —	農薬(殺虫・殺ダニ剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

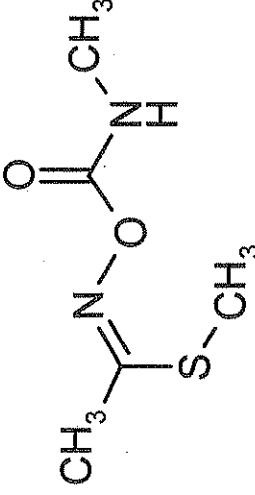
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,2-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)	 <p> <math>C_5H_9ClO / (CH_3)_3CCOCl</math>                      分子量 120.6                      CAS No. 3282-30-2                 </p>	原体及びこれを含む製剤	性状: 特徴的臭気のある無色の液体 沸点: 107°C 融点: -56°C 蒸気密度: 4.2 (空気=1) 比重: 1.0 (g/mL) (20°C, 水=1) 蒸気圧: 47mbar (=4.7kPa, 20°C)	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット 638 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ウサギ >2010 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L (4hr)) ラット 0.5 (蒸気) マウス 0.18~0.32 (蒸気)	医薬や医薬品製造における反応用中間体、反応用試薬
			溶解性: 水で分解、エーテルに可溶 引火性: 引火点 14°C、 発火点: 455°C、 爆発限界(下限-上限): 1.9-7.4 vol% 安定性: 常温で安定、水と反応 反応性: 同上	刺激性 ウサギ 皮膚腐食性、眼刺激性(重篤な眼の損傷)	

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50) 又は LC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物、劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミダゼート(別名メチル)</p>	 <p><math>C_6H_{10}O_2N_2S</math> 分子量 162.2 CAS No. 16752-77-5</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p>	<p>外観：白色結晶個体(常温常圧) 臭気：弱い硫黄臭 沸点：— 融点：78.6～80.4℃ 密度：1.324g/cm<sup>3</sup>(20℃) 比重：— 蒸気圧：7.2ka×10<sup>-4</sup>Pa(25℃) 溶解性：ジクロロメタン、メタノール、いずれも510g/L(20℃) 引火性：— 安定性：対熱で150℃までは変質がなく、温室内では安定 反応性：—</p>	<p>原体： 急性経口毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット(雌) 30 急性経皮毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ウサギ(雌雄) &gt;2000 急性吸入毒性 LC<sub>50</sub>(mg/L(4hr)) ラット(雌雄) 0.258(ミスト) 皮膚刺激性：ウサギ 陰性 眼刺激性：ウサギ 陰性 その他皮膚感性性：モルモット 陰性 45%製剤： 急性経口毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット(雄) 73 マウス(雄) 56 急性経皮毒性 LD<sub>50</sub>(mg/kg) ラット(雌雄) &gt;2000 急性吸入毒性 LC<sub>50</sub>(mg/L(4hr)) ラット(雌雄) 0.76(ダスト) 皮膚刺激性：ウサギ 陰性 眼刺激性：ウサギ 陽性 その他皮膚感性性：モルモット 陰性</p>	<p>農薬(殺虫剤)</p>

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

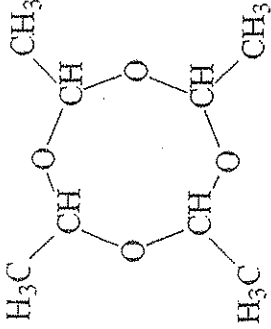
名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
亜硝酸3級ブチル	<p> <math>C_4H_9NO_2 / (CH_3)_3CONO</math>                      分子量 103.1                      CAS No. 540-80-7                 </p>	原体及びこれを含有する製剤	性状: 透明な黄色の液体 沸点: 63°C 融点: - 蒸気密度: 3.6 (空気=1) 比重: 0.87g/mL (20°C) 蒸気圧: - 溶解性: 水に難溶 (slightly soluble)、エタノール、エーテル、クロロホルムに可溶 引火性: 引火点 -11°C (closed cup) 安定性: 常態で安定、光で分解、酸化性あり。 反応性: 同上	原体: 急性経口毒性 $LD_{50}$ (mg/kg) マウス 307* 急性経皮毒性 $LD_{50}$ (mg/kg) - 急性吸入毒性 $LC_{50}$ (ppm (4hr)) マウス 5426 (ガス) ヒト皮膚刺激性: 軽度皮膚/眼/気管気管支刺激性の可能性 *: 95%信頼性限界区間: 220-426mg/kg	試験研究用試薬

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経皮、吸入等の投与経路がある。

※  $LD_{50}$  (Lethal Dose 50)又は  $LC_{50}$  (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。



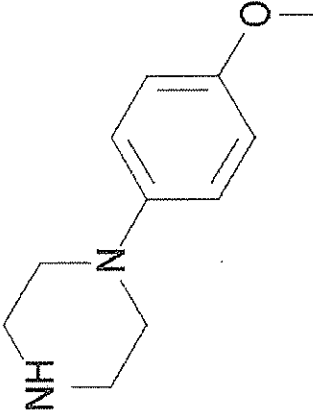
劇物に指定するもの、濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2, 4, 6, 8-テトラメチル -1, 3, 5, 7-テトラオキシ ソカン(別名メタアルデヒド)	 <p style="text-align: center;"> <math>C_8H_{16}O_4 / (CH_3CHO)_4</math>            分子量 176.2            CAS No. 108-62-3         </p>	原体及びこれを含有する製剤 外観: 白色粉末(結晶) 臭気: アルデヒド臭 沸点: — 融点: 163.1°C 密度: 1.27g/cm <sup>3</sup> (20.0±0.5°C) 蒸気圧: 4.4±0.2Pa(20°C) 6.6±0.3Pa(30°C) 溶解性: ・ジクロロメタン 8.11g/L (20±0.5°C) ・水 0.222g/L (19.9°C~23.0°C、pH6.4) 安定性(対熱): 150°C~200°Cの間で吸熱反応が認められ、最大値は、188.7°C(その他): 酸性で不安定、アルカリに安定 反応性: 強酸化剤と接触又は混合する場合は、激しい反応が起こる。 引火性: 引火点 50.0°C~55.0°C (アベルヘンスキー密閉式)	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット(♂♀) 283 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット(♂♀) ≥5,000 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L(4hr)) ラット(♂♀) ≥15 皮膚刺激性: ウサギ(♀) — 眼刺激性: ウサギ(♀) 軽度+ 皮膚感作性: モルモット(♂) + 10%製剤: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) マウス(♀) 2,295 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ラット(♂♀) ≥2,000 皮膚刺激性: ウサギ(♂) — 眼刺激性: ウサギ(♂) 軽度+ 皮膚感作性: モルモット(♂) —	農薬(殺虫剤)、固形燃料	

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

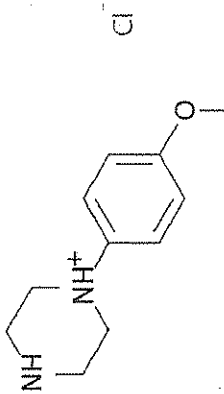
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン	 <p style="text-align: center;"> <math>C_{11}H_{16}N_2O</math>            分子量 192.3            CAS No. 38212-30-5         </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：黄色～褐色の固体(液体) 沸点：130℃～133℃ 融点：40℃～47℃ 蒸気密度：－(空気=1) 蒸気圧：－ 比重：－(水=1) 溶解性：水に可溶 安定性：－ 反応性：－ 引火性：引火点 > 230F (> 110℃)	原体： 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) マウス 100～200(150程度) * 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン二塩酸塩の文献より 皮膚腐食性：－ 眼の重篤な損傷性：－	試験研究用試薬

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

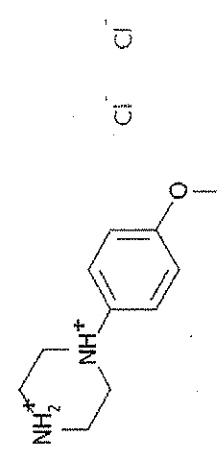
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-(4-メトキシフェニル)ピペラジニウム塩酸塩	 <p style="text-align: center;"> <math>C_{11}H_{16}N_2O \cdot HCl</math>            分子量 228.8            CAS No. 34145-43-7         </p>	原体及びこれを含む製剤	外観：－ 沸点：－ 融点：－ 蒸気密度：－(空気=1) 蒸気圧：－ 比重：－(水=1) 溶解性：水に可溶 安定性：－ 反応性：－ 引火性：－	原体： 急性経口毒性 $LD_{50}$ (mg/kg) マウス 100～200 (150 程度) * 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジニウム塩酸塩の文献より 皮膚腐食性：－ 眼の重篤な損傷性：－	試験研究用試薬

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※  $LD_{50}$  (Lethal Dose 50)又は  $LC_{50}$  (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

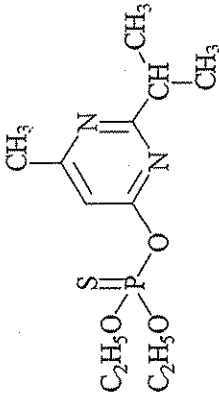
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-(4-メトキシフェニル)ピペラジニウム塩酸塩	 <p style="text-align: center;"> <math>C_{11}H_{16}N_2O \cdot 2HCl</math>            分子量 265.2            CAS No. 38869-47-5         </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：淡褐色～褐色の粉末 沸点：－ 融点：248℃～250℃ 蒸気密度：－(空気=1) 蒸気圧：－ 比重：－(水=1) 溶解性：水に可溶 安定性：－ 反応性：－ 引火性：－	原体： 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) マウス 100～200(150程度) * 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジニウム塩酸塩の文献より 皮膚腐食性：－ 眼の重篤な損傷性：－	試験研究用試薬

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

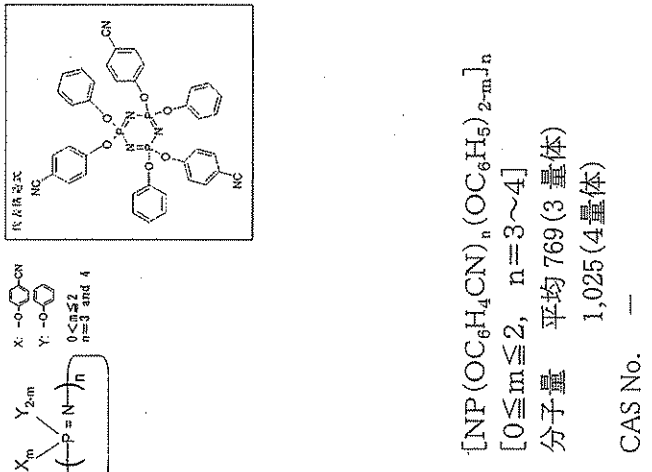
劇物の濃度下限値設定により除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-インプロピル-4-メチルピリミジン-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジン)	 <p style="text-align: center;"> <math>C_{12}H_{21}N_2O_3PS</math>            分子量 304.35            CAS No. 333-41-5         </p>	含有する製剤	外觀:無色透明の液体(常温常圧) 沸点:— 融点:— 密度:1.1153g/cm <sup>3</sup> (20°C) 蒸気圧:0.01197Pa(25°C) 水溶解度:0.060g/l(22°C) 安定性:やや不安定	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀ 485 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀ 876 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/L(4hr)) ♀ 3100 皮膚刺激性:ウサギ 陽性 眼刺激性:ウサギ(非洗顔群、洗顔群) 陰性 皮膚感受性:モルモット 陰性 5%製剤: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀ >2000 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀ >2000 皮膚刺激性:ウサギ 陰性 眼刺激性:ウサギ(非洗顔群、洗顔群) 軽度の刺激性 皮膚感受性:モルモット 陰性	農薬・防疫薬(殺虫剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub>(Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub>(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

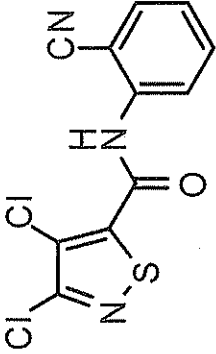
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
シクロポリ(3~4) [ジフェノキシ(4-シアノフェノキシ)及びビス(4-シアノフェノキシ)]ホスファゼン]の混合物	 <p>[NP(OC<sub>6</sub>H<sub>4</sub>CN)<sub>n</sub>(OC<sub>6</sub>H<sub>5</sub>)<sub>2-m</sub>]<sub>n</sub>  [0 ≤ m ≤ 2, n = 3 ~ 4]  分子量 平均 769 (3 量体)  1,025 (4 量体)  CAS No. —</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p>	<p>外観: 粉末状固体  沸点: 約 300°C 以上  融点: 約 100°C 以上  密度: 1.30  蒸気圧: —  溶解性: N, N-Dimethylformamide に可溶  反応性: 酸、アルカリとの反応性あり。  引火性: —</p>	<p>原体:  急性経口毒性  LD<sub>50</sub> (mg/kg)  ラット(♀) &gt; 2,000  急性経皮毒性  LD<sub>50</sub> (mg/kg)  ラット(♂♀) ≥ 2,000  急性吸入毒性  LC<sub>50</sub> (mg/L (4hr))  ラット(♂♀) &gt; 5.13  皮膚刺激性/腐食性: ウサギ —  眼刺激性/腐食性: ウサギ —</p>	<p>難燃剤</p>

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

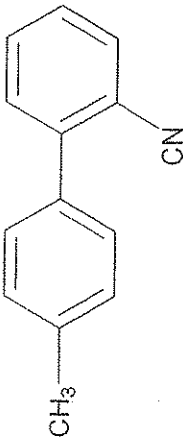
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3,4-ジクロロ-2'-シアン-1,2-チアゾール-5-カルボキサニリド(別名イソチアニル)	 <p style="text-align: center;"> <math>C_{11}H_5Cl_2N_3OS</math>                      分子量 298.15                      CAS No. 224049-04-1                 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:白色粉末 沸点:266.0°C (減圧条件下) 354.0°C付近 372.0°C付近 (大気圧条件下) ・沸点に達する温度以下で熱分解 融点:193.7°C、195.1°C 密度:1.110g/cm <sup>3</sup> (20°C) 蒸気圧:2.36×10 <sup>-7</sup> Pa (25°C) 溶解性: ・トルエン 6.87g/L (20°C) ・アセトン 4.96g/L (20°C) 水溶解度:0.50mg/L (20°C、純水pH7.0) 安定性(対熱):282°C以下の温度領域で熱的に安定 反応性:— 引火性:—	原体: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀ト(♀) > 2,000 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀ト(♀) > 2,000 急性吸入毒性 LC <sub>50</sub> (mg/m <sup>3</sup> (4hr)) ♀ト(♀) > 4750 皮膚刺激性:ウサギ(♂) — 眼刺激性:ウサギ(♂) — 皮膚感受性:モルモット(♀) + 3.0%製剤: 急性経口毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀ト(♀) > 2,000 急性経皮毒性 LD <sub>50</sub> (mg/kg) ♀ト(♀) > 2,000 皮膚刺激性:ウサギ(♀) — 眼刺激性:ウサギ(♀) ごく軽度の刺激性 + 洗眼効果あり。 皮膚感受性:モルモット(♀) —	農薬(殺菌剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD<sub>50</sub> (Lethal Dose 50)又はLC<sub>50</sub> (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

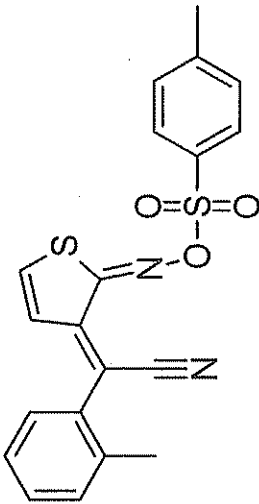
名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4'-メチル-2-シアニロフェニル	 <p> <math>C_{14}H_{11}N</math>                      分子量 193.25                      CAS No. 114772-53-1                 </p>	原体及びこれを含有する製剤	性状：白色から淡黄色結晶性の粉末 沸点：328℃ (101.3 kPa) 融点：52.4℃ 密度：— 蒸気圧： $3.86 \times 10^{-3}$ Pa (20℃) 溶解性：— 油性：— アセトン：100mg/mL以上 安定性：室温で安定 反応性：水や空気とは反応しない。 引火性：引火点 158℃ (セタ密閉式)	原体： 急性経口毒性 $LD_{50}$ (mg/kg) マウス(♂♀) $> 2,000$ 急性経皮毒性 $LD_{50}$ (mg/kg) マウス(♂♀) $> 2,000$ 急性吸入毒性 $LC_{50}$ (mg/m <sup>3</sup> (4hr)) マウス(♂♀) $> 1000$ (粉体) 皮膚刺激性：ウサギ — 眼刺激性：ウサギ —	医薬品の中間物

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※  $LD_{50}$  (Lethal Dose 50)又は  $LC_{50}$  (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。



劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-[2-(4-メチルフェニルホルニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル	 <p style="text-align: center;"> <math>C_{20}H_{16}N_2O_3S_2</math>            分子量 396.5            CAS No. 852246-52-7         </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀:黄褐色粉末 沸点:— 融点:135°C~138°C 比重:— 密度:— 蒸気圧:— 溶解性:— 安定性:室温で安定 反応性:室温で安定(熱分解温度143°C) 引火性:+ (ベンゼンアセトニトリル誘導体)	原体: 急性経口毒性 $LD_{50}(mg/kg)$ $ラット(♀) > 2,000$ 急性吸入毒性 $LC_{50}(mg/L(4hr))$ $ラット(♂♀) > 3.506(エアロゾル)$ 皮膚刺激性:ウサギ(♂♀) — 眼刺激性:ウサギ(♂♀) —	フォトレジスト用 光酸発生剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※  $LD_{50}$  (Lethal Dose 50)又は  $LC_{50}$  (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一九）

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一二〇）

### 〔省 令〕

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇二）

### 〔告 示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件  
（金融庁・財務・財務二）

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二六〇）

○商業登記規則第一百一条第一項の規定による登記所の指定に関する件  
（法務一五〇）

○日本国に帰化を許可する件  
（同一五一）

○円借款の供与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九三）  
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件  
（同一九四）

○実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約のボスニア・ヘルツェゴビナによる批准に関する件（同一九五）

○国際物品売買契約に関する国際連合条約へのアルメニア共和国の加入に関する件（同一九六）

○ポーツマス水産センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とドミニカ国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九七）

○核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のニカラガ共和国による批准に関する件（同一九八）

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正のアメリカ合衆国による批准等及びグアテマラ共和国の加入に関する件（同一九九）

○分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定へのツバルの加入に関する件  
（同一〇〇）

○平成二十一年度において型式検査を行う農機具の種類を定めた件  
（農林水産四八一）

○遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同四八二）  
○出願公表後に名称変更がなされた件（同四八三）  
○国土調査として指定した件  
（国土交通四一七）

○塩釜船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する件  
（海上保安庁一二七）  
○道路に関する件  
（関東地方整備局二〇六、二〇七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕  
内閣 内閣府 法務省 会計検査院  
最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕  
〔官庁報告〕

労働 労働 労働  
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について  
（厚生労働省）

国家試験  
平成二十年度通訳案内士試験合格者  
（追加）（観光庁）  
平成二十年度通訳案内士試験合格者の訂正（同）

### 〔公 告〕

#### 諸事項

裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
会社その他

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された 法令のあらまし

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一九号）  
（国土交通省）

1 船舶等からの廃棄物の排出基準について、地中海海域に係る特例を定めることとした。（本則関係）  
2 この政令は、平成二十二年五月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（厚生労働省）

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。  
（第一条関係）  
（一）亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤  
（二）亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤  
（三）アバメクテン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクテン一・八パーセント以下を含有するものを除く。  
（四）二・ニージメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤  
（五）SーメチルNー（メチルカルバモイル）ーオキシ）ーチオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、SーメチルNー（メチルカルバモイル）ーオキシ）ーチオアセトイミデート四五パーセント以下を含有するものを除く。  
次に掲げる物を劇物に指定することとした。  
（第二条第一項関係）  
（一）亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤  
（二）アバメクテン一・八パーセント以下を含有する製剤  
（三）二・四・六・八ーテトラメチル一・三・五・七ーテトラオキソカン（別名メタアルデヒド）及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八ーテトラメチル一・三・五・七ーテトラオキソカン一〇パーセント以下を含有するものを除く。

（四）一（四ーメトキシフェニル）ピペラジン及びこれを含有する製剤  
（五）一（四ーメトキシフェニル）ピペラジン一塩酸塩及びこれを含有する製剤  
（六）一（四ーメトキシフェニル）ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤  
次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）  
（一）二ーイソプロピル四ーメチルピリミジルー六ージエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）五パーセント（マイクロカプセル製剤にあつては、二五パーセント）以下を含有する製剤  
（二）シクロポリ（三）四（ジフェノキシ、フェノキシ（四）シアノフェノキシ）及び「ビス（四）シアノフェノキシ」ホスファゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤  
（三）三・四ージクロロ二ーシアノ一ーニ一チアゾール五ーカルボキサニリド（別名イソチアニル）及びこれを含有する製剤  
（四）四ーメチル二ーシアノピフェニル及びこれを含有する製剤  
（五）二（二ー（四ーメチルフェニル）スルホニルオキシイミノ）チオフェン三（二H）ーイリデン）トニ一（二ーメチルフェニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤  
この政令は、3の規定を除き、平成二十二年四月二〇日から施行することとした。

## 政 令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年四月八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第百十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十條第二項第二号及び第三号並びに第十八條第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。  
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の二第一号中「及びガルフ海域」を「ガルフ海域及び地中海海域」に改め、同表備考第一号及び第二号中「ガルフ海域」の下に「地中海海域」を加え、同表備考第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。  
七 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く）をいう。  
別表第三備考第一号を次のように改める。  
一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。  
イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域、ガルフ海域及び地中海海域  
ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域  
ハ 別表第二の二備考第八号に規定する海洋施設等周辺海域  
別表第三備考第二号イ中「及びガルフ海域」を「ガルフ海域及び地中海海域」に改め、同号ハ中「別表第二の二備考第六号」を「別表第二の二備考第八号」に改める。

附 則  
この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。  
国土交通大臣 金子 一義  
内閣総理大臣 麻生 太郎

御 名 御 璽

平成二十一年四月八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第百二十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令  
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三條の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。  
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。  
第一条中第一号の六を第一号の九とし、第一号の二から第一号の五までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。  
一 二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤  
一 三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤  
一 四 アバメクテン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクテン一・八%以下を含有するものを除く。  
第一条中第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。  
十六の二 二・ニージメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤  
第一条中第二十六号の十を第二十六号の十一とし、第二十六号の九を第二十六号の十とし、第二十六号の八を第二十六号の九とし、第二十六号の七の次に次の一号を加える。  
二十六の八 SーメチルNー（メチルカルバモイル）ーオキシ）ーチオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、SーメチルNー（メチルカルバモイル）ーオキシ）ーチオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。  
第二条第一項中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。  
二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の四を第四号の五とし、第四号の三を第四号の四とし、第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

製剤

第二条第一項第十号ただし書中「三%」を「五%」に改め、同項第三十二号中(152)を(156)とし、(148)から(151)までを(152)から(155)までとし、(147)を(150)とし、その次に次のように加える。

(151) ニー(二) (四)ーメチルフェニルホル...

製剤

第二条第一項第三十二号中(146)を(149)とし、(145)を(148)とし、(144)を(146)とし、その次に次のように加える。

(147) 四ーメチルーニシアノピフェニル及び...

これを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(143)を(145)とし、(141)から(144)までを(144)から(147)までとし、(140)を(143)とし、その次に次のように加える。

(142) 三、四ージクロロロー、ニシアノ...

第二条第一項第三十二号(140)の次に次のように加える。

(141) シクロポリ(三)ー四(ジ)フエノキシ...

第二条第一項第七十一号の五の次に次の一号を加える。

七十一の六、二、四、六、八ーテトラメチル...

第二条第一項第百号の九中「及びこれ」を「四、五%以下」に改める。

附則

施行期日

この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。

この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令(以下「新令」という)...

この政令の規定は、適用しない。

前項に規定する物であつて、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二...

新令第一条第二十六号の八に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その...

この政令の施行前にした新令第一条第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 舛添 要一 内閣総理大臣 麻生 太郎

省 令

○厚生労働省令第百二二号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月八日

厚生労働大臣 舛添 要一

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項中第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。

別表第一毒物の項第二十号の三の次に次の一号を加える。

二十の四 SーメチルーNー「メチルカルバモイル」ーオキシ「チオアセトイミデート」(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。ただし、SーメチルーNー「メチルカルバモイル」ーオキシ「チオアセトイミデート」四五%以下を含有するものを除く。

別表第一劇物の項第二号を次のように改める。

二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤 別表第一劇物の項第五号中「三%」を「五%」に改め、同項第十一号の九中(142)を(143)とし、(141)から(142)までを(142)から(143)までとし、(140)の次に次のように加える。

(141) 三、四ージクロロロー、ニシアノ...

二ーチアゾールー五ーカルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第四十三号の五の次に次の一号を加える。

四十三の六 二、四、六、八ーテトラメチルー一・三、五、七ーテトラオキソカン(別名メタルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二、四、六、八ーテトラメチルー一・三、五、七ーテトラオキソカン一〇%以下を含有するものを除く。

別表第一劇物の項第六十号の八中「及びこれ」を「四五%以下」に改める。

この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

示

告

○金融庁 財務省 財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件(平成十五年一月金融庁・財務省告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月八日

金融庁長官 佐藤 隆文

財務大臣 森 英介

財務大臣 与謝野 馨

「バンク サラジン・アンド カンパニー リミテッド」の項の次に次のように加える。

カセイダス バンク ドイツ ユラ ドイツ連邦共和国 ミュンヘン市 リリエントールアレー 三十三